

平成 21 年 10 月 16 日 各会計決算特別委員会第 1 分科会（青少年治安対策本部）

○**小林委員** 私からは、青少年対策について若干質問をさせていただきます。

私ども公明党は、今あらゆる改革を進めていく中で、青年の力を生かし、青年が生き生きと活躍していける政策の立案に取り組んでおります。青年こそ社会を変革し、未来を切り開いていく原動力である。その青年の力に大きく着目しております。

しかし一方で、青年世代を取り巻く環境もさまざまな問題を抱えております。社会にうまく適応できない青年や、若者の自立支援など、社会が一丸となって、そして政治が責任を持って、若者が活躍していける環境づくりをしていかなければならないと思います。

都は、「十年後の東京」への実行プログラム二〇〇八の中に、青少年を社会性を持った大人に育てる環境づくりを掲げておりますが、この施策について何点かお伺いをさせていただきます。

まず初めに、「十年後の東京」への実行プログラム二〇〇八における新規事業として、ひきこもり予防対策の実施がありますが、現在の実施状況をお伺いをいたします。

○**浅川参事** 不登校経験者や高校中退者などが進学や就職をせず、社会とのつながりを失い、ひきこもり等の状態になることを防ぐためには、各地域におきまして、教育、福祉、保健医療、就労支援等の行政分野や、関係機関、地域団体等が密接に連携したネットワークを構築し、個人の状況に応じた支援を行うことが必要でございます。そのため、平成二十年度からひきこもりセーフティネットモデル事業を実施しておりまして、現在、新宿区、足立区、西東京市、渋谷区の四区市で取り組んでおります。

また、平成十九年度から二十年度にかけて実施いたしましたひきこもりに関する実態調査を踏まえ、現在、発達段階に応じた年齢層別のひきこもり防止対策について検討を行っているところでございます。

○**小林委員** 平成二十年度は、若年者自立支援プログラムを実施し、それを受け、このプログラムの検証、改良を行っていくと伺っておりますが、改良すべき点があるのかをお伺いいたします。

○**浅川参事** ひきこもり等の若年者支援プログラムは、ひきこもり等の状態にある若年者及びその家族などを対象として必要な支援を行うために東京都が開発したプログラムでございます。これに基づく事業を平成二十年度から実施しております。毎年度、外部委員を含む検討会を開催し、事業の実施状況を踏まえた検証を行うこととしておりまして、平成二十一年度は、ひきこもり等の状態にある若年者の家族が社会的に孤立することを防ぐため、個別面接や学習会、親同士の集いを実施するなどのプログラムの改定を行ったところでございます。

○**小林委員** 次に、少年院出院者など、地域での立ち直りを支援する立ち直り支援ワンストップサービスも平成二十年度より新規に実施をされておりますが、この実施状況についてお伺いをいたします。

○**浅川参事** 立ち直り支援ワンストップサービス事業につきましては、少年院出院者などの非行少年が抱く、就学、就労、生活の悩みについての相談への対応や、居場所の提供を総合的に実施するための施設といたしまして、平成二十年八月に「ぴあすぽ」を世田谷区内に開設いたしました。

○**小林委員** 昨年八月に世田谷区に「ぴあすぽ」が設立されたとのことですがけれども、設立されてまだ一年程度ではありますけれども、この一年でどのような成果が上げられているのかをお伺いいたします。

○**浅川参事** 「ぴあすぽ」におきましては、平成二十一年九月末までに、四十一人の少年について相談支援を行っております。具体的な支援事例といたしましては、保護観察中の少年が高校進学を希望したため、「ぴあすぽ」が中心となりまして、母親や学校との調整を行い、進学に至ったものなどがございます。

○**小林委員** この立ち直り支援ワンストップサービスは平成二十年度に開始され、三年後の到達目標として、サービスの拡充をすることを目指していますが、現状の中で、このサービスの拡充の見通しについてご見解をお伺いいたします。

○**浅川参事** ワンストップサービスを提供する施設の拡充につきましては、支援少年数の広がりに応じて検討することとしておりまして、現段階では拡充の予定はございません。

なお、今年度から大田区、八王子市の二区市において、非行少年の立ち直り支援モデル事業を実施しておりまして、そこで非行少年に係る総合相談窓口を設置しておるということでございます。

○**小林委員** この立ち直り支援ワンストップサービスとともに、非行少年の立ち直り支援策の一つとして、保護司の活動などの支援が挙げられております。

東京都は、地域で直接非行少年の立ち直りを支えている保護司の方々との連携を強めるために、保護司活動支援協議会を設置し、保護司の意見、そして要望の聴取に努めていると伺っておりますが、この保護司活動支援協議会における保護司の方々からの意見、要望によりまして、具体的にどのような取り組みがなされたのかをお伺いいたします。

○**浅川参事** 少年院出院者の立ち直りを図るための保護司活動支援協議会につきましては、平成十九年度に設置し、平成二十年度には三回開催いたしました。この協議会において、保護司の方々から、非行少年立ち直りに利用できる各関係機関のサービスについて一覧できるものがないのご意見が出たことを受けまして、保護司や少年院出院者、保護観察少年等が利用できるように、就労、就学及び福祉等に関するさまざまな相談機関や事業などを掲載いたしましたガイドブックを作成することといたしまして、平成二十年度は、保護司など更生保護観察者向けに二万二千部、少年向けに五千部を作成、配布いたしました。

○**小林委員** 次に、メディア犯罪から子どもを守るための子どもとメディアのかかわり方に関する知識の普及啓発事業についての現状をお伺いいたします。

○**浅川参事** インターネットや携帯電話を通じて青少年が犯罪に巻き込まれる事件が発生したり、また、青少年の生活習慣の乱れなど、青少年の健全な発達の妨げとなることが懸念されているというようなことなどから、インターネット等の利用に関する家庭のルールづくりを促進することといたしまして、平成十九年三月から保護者を対象として、ロールプレイング形式により、子どもとともにルールをつくる方法を習得するファミリーeルール講座などを開設しております。

また、ファミリーeルール講座の受講者から、インターネット、携帯電話等のメディアの現状や子どもを取り巻く問題等について、より詳しく知りたいという要望が多かったことから、平成二十年度から、インターネット環境に関する幅広い知識を持つ人材をeメディアリーダーといたしまして、平成二十二年度までの三カ年で百名養成することとしております。平成二十年度は三十四名のeメディアリーダーを養成するとともに、ファミリーeルール講座を三十七回、eメディアリーダーによる出前講演会を十三回開催いたしました。

○**小林委員** 今、ご答弁にもありましたとおり、ファミリーeルール講座の開催をされているということでございます。各家庭でのルールづくりのために、ファミリーeルール講座、開催をしているとのことですが、このファミリーeルール講座の結果、各家庭でつくられたルールを広く集約をし、また紹介をして、さらに参考にしてもらおうなどの取り組みも大切になるのではないかと考えますが、都のご見解をお伺いいたします。

○**浅川参事** 本年十月六日開催のファミリーeルール講座より、受講した保護者の方々に対して、受講後、各家庭でつくったルールについて、ファクスで報告してもらうように依頼してございます。報告していただいた事例につきましては、随時、東京都のホームページやファミリーeルール講座において紹介する予定でございます。

○**小林委員** ある日本の詩人の言葉に、青春には青春にふさわしい希望と夢を与えるべきである、彼らのエネルギーが彼ら自身の未来の建設に向かって存分に発揮されていくよう、指導者はあらゆる英知を傾けるべきであるとの言葉がございました。さらに、この青少年に夢と希望を与え、存分に活躍できる着実な施策の取り組みを要望いたしますとともに、私自身も今後真剣にこの青少年対策に取り組んでいくことを申し上げまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。